

## 第2 憲法問題に対する弁護士及び弁護士会の基本的立場

憲法に関する各問題は、個々の弁護士の思想信条にも関わるものであり、また政党間で争われるケースも多いことから、「強制加入団体である弁護士会で、思想信条的に意見の分かれる問題について方針を決めるべきではない。」「政治的な問題について弁護士会は中立であるべきで、意見を言うべきではない。」という意見もある。特に、「安全保障と憲法」の問題に関しては、「高度の政治性を有する」との理由で、弁護士会のみならず任意団体である法友会が特定の意見を表明すること自体にも消極的な意見がある。

しかしながら、弁護士法第1条は、弁護士の使命を「基本的人権の擁護と社会正義の実現」と定め(1項)、その使命に基づいて「法律制度の改善に努力」する義務を弁護士に課している(2項)。そして、その個々の弁護士の使命の達成を図るため、弁護士会が、基本的人権の擁護及び社会正義の実現の見地から、法律制度の改善等について会としての意見を明らかにし、それに沿った活動をする 것도、弁護士会の目的の範囲内である(同法31条1項、なお同法45条2項、最二小判1998〔平成10〕年3月13日自由と正義49巻5号〔1998年〕210-213頁等参照)。

ここで言う「基本的人権の擁護」とは、人権を侵害するおそれのある「権力」からの擁護のほずで、その意味で、私たち弁護士及び弁護士会は、常に「権力に対峙」してその言動をチェックする使命があり、そのために我々には弁護士自治が認められているのである。

「安全保障と憲法」の問題においても、その使命は同様であり、特に最高規範であり立憲主義の砦である憲法の改正問題には、常にそれが恒久平和と人権尊重という憲法の基本理念を危険に晒さないか、猜疑心を持ってチェックし、問題点があればそれを指摘して国民に問題提起し、問題点が是正されなければ是正を要求することこそ、我々弁護士及び弁護士会の本来的な使命とすべきである。

それなのに、政治家の間で意見が対立し弁護士の中でも意見が割れるからと言って、それを「政治問題」と呼び「政治的中立性」という言葉で「弁護士会は意見を言うべきではない。」ということになれば、憲法改正問題について弁護士会の本来的使命をおよそ果たすことは困難になってしまう。本来、弁護士会にとっての「政治的中立性」とは、対峙する権力がどのような政治勢力であろうと(どのような政党が政治権力を握るにかかわらず)、常に猜疑心を持ってチェックするという態度を変えない、政治権力に対して決して媚びず恐れぬ、ということのはずである。

無論、個々の会員弁護士にはそれぞれの思想・信条の自由があり、支持政党もあるかも知れない。そして、強制加入団体である弁護士会においては、個々の会員に対して会が一定の結論や方向性に従った言動をすることまでを強制することは、当然できない。それは、任意団体である法友会においても、同様であろう。

しかし、会員間の意見が分かれた時に、民主的手続をもって弁護士会の意思を決めること自体

は、弁護士会という単位での問題意識の提起であって、何ら個々の会員に思想信条を強制するわけではなく、弁護士及び弁護士会の本来の使命を果たしていくためには当然認められるべきであり、それは「憲法改正問題」においても同様である。